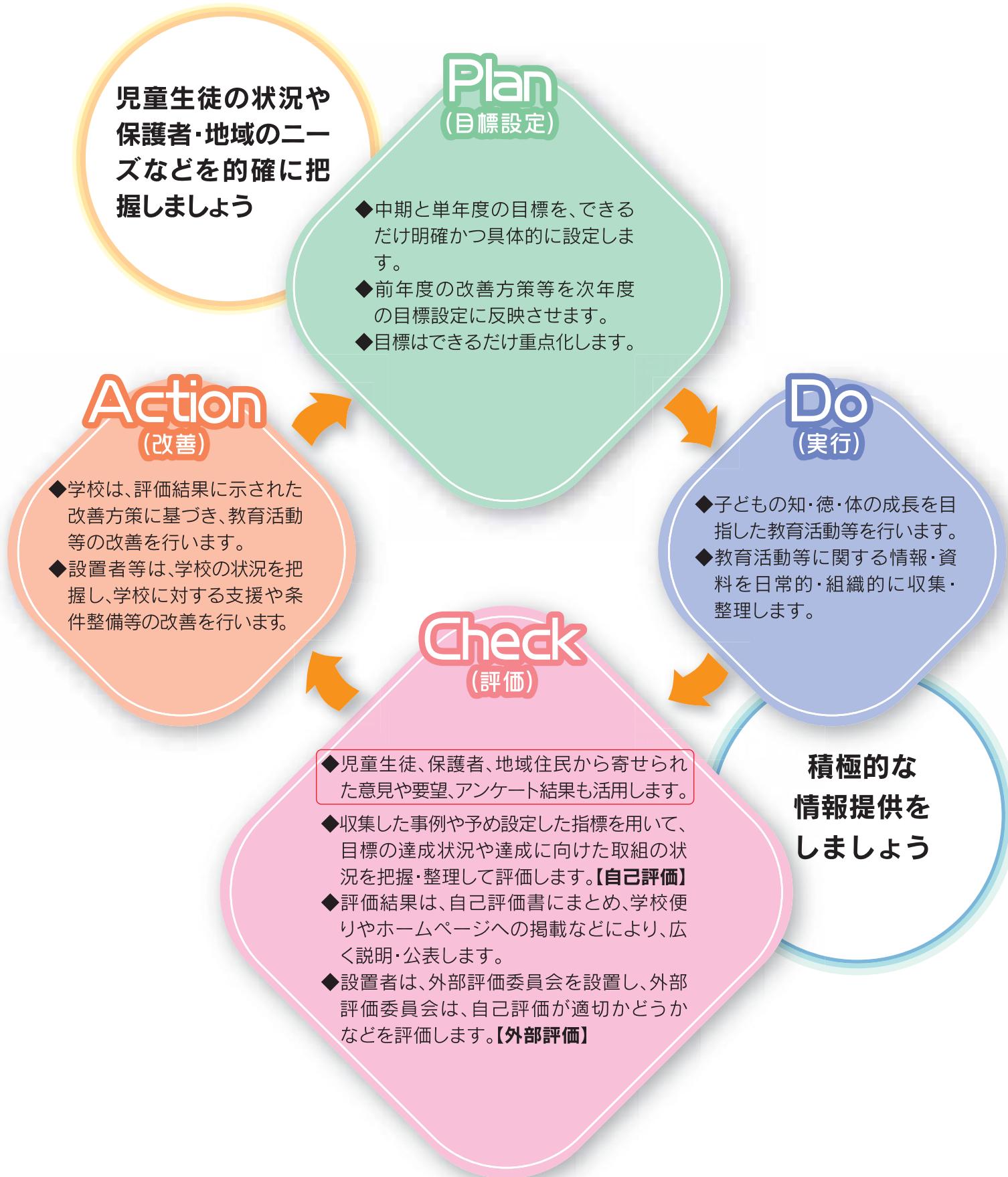
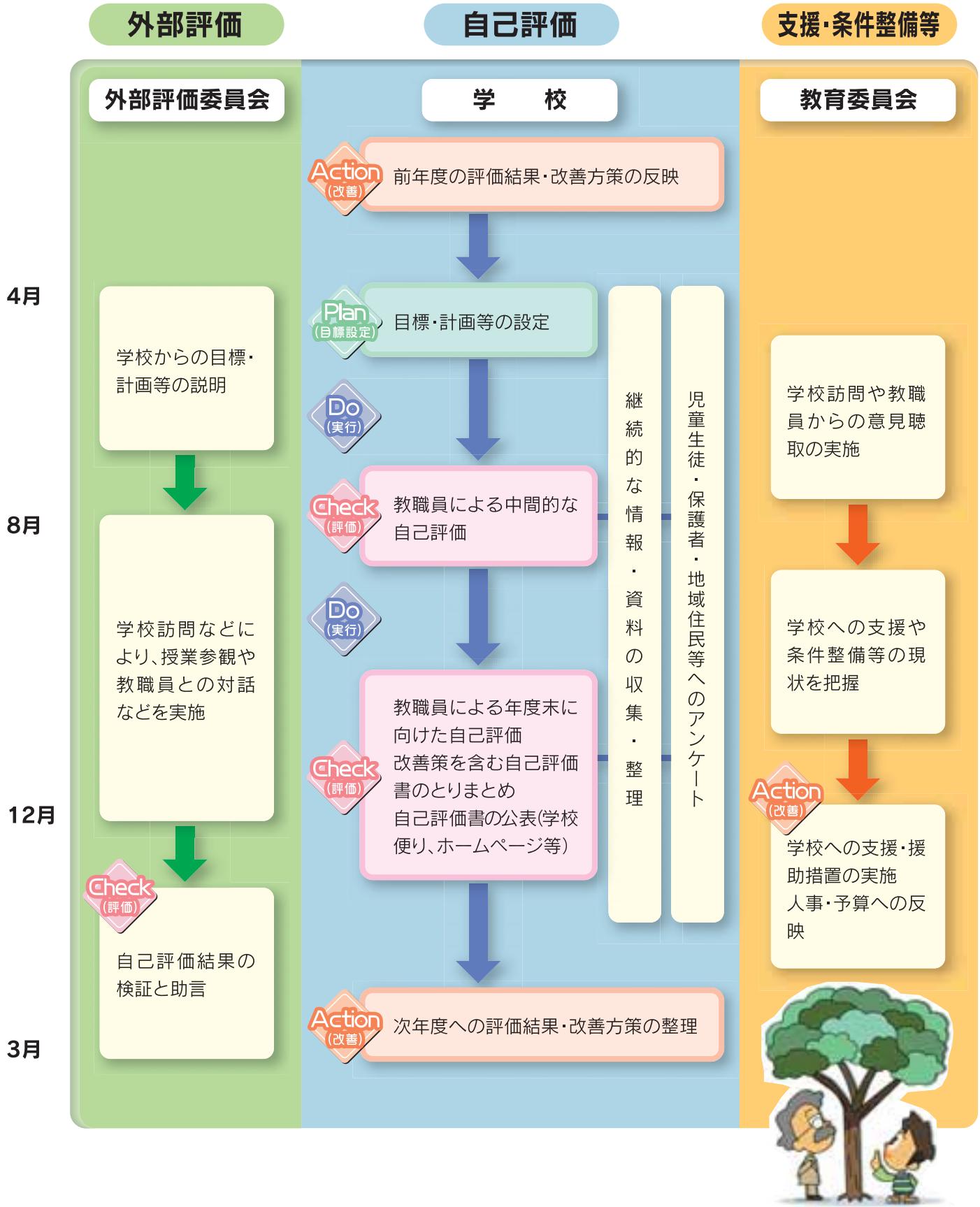


# 学校評価によるPDCAサイクル



# 学校評価の流れの例



# 学校評価の項目・指標例

## 教育課程・学習指導

- 指導目標、指導計画、授業時数などの教育課程の編成・実施の状況
- 学力調査、運動や体力に関する調査の結果
- 児童生徒による授業評価の結果 等

## 生徒指導

- 生徒指導体制の整備状況
- 問題行動等の状況及び対応状況
- 児童生徒を対象とした生活習慣に関する調査の結果 等

## 進路指導

- 進路指導体制の整備状況
- 進路相談の実施状況 等

## 安全管理

- 学校安全計画、学校防災計画の作成・実施状況
- 危機管理マニュアルの作成・活用状況 等

## 保健管理

- 学校保健計画の作成・実施状況
- 心のケアの体制の整備状況 等

## 特別支援教育

- 校内支援体制の整備状況
- 交流及び共同学習の実施状況 等

## 組織運営

- 学校の明確な運営・責任体制の整備状況
- 情報管理の状況 等

## 研修

- 校内研修の実施体制の整備状況
- 校内研修の課題の設定状況 等

## 保護者・地域住民等との連携

- 学校評議員やPTAとの懇談や学校運営協議会などの実施状況
- 学校運営への保護者、地域住民の参画及び協力の状況
- 保護者、地域住民に対するアンケートの結果 等

## 施設・設備

- 施設・設備の効果的な活用状況
- 施設・設備の点検等の実施状況 等

その他、食育、部活動の状況などについて、評価を行うことも考えられます。

各学校においては、その事情等に応じて項目や指標を取捨選択するなどして、独自に項目や指標を設定します。

# 学校評価について

学校評価は、小学校設置基準などに基づいて行われます。

小学校設置基準(抄)

(平成14年3月29日 文部科学省令第14号)

(自己評価等)

第二条 小学校は、その教育水準の向上を図り、当該小学校の目的を実現するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

(情報の積極的な提供)

第三条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に對して積極的に情報を提供するものとする。

[※同様の規定を中学校設置基準、高等学校設置基準、幼稚園設置基準においても整備。]

「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を策定しました。

- ＊ 学校評価について、各学校や地域における定着が進みつつありますが、その一方で、学校によって実施内容が不十分である、調査結果の公表が進んでいないなどの課題があります。このため、学校・地方自治体の参考に資するよう、平成18年3月27日に「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を文部科学大臣決定し、同年3月30日に文部科学省初等中等教育局長名で都道府県教育委員会等に通知しました。
- ＊ このガイドラインは、全国的に一定水準の教育の質を保証しその向上を図る観点から、学校評価の目的、方法、評価項目、評価指標、結果の公表方法等、目安となる事項を示しています。
- ＊ また、このガイドラインは、学校・地方自治体の取組を拘束するものではありません。各学校や地域の状況に応じて進めている学校評価の取組の参考にし、学校評価の改善を図っていただきたいと考えています。

本パンフレットは、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」(平成18年3月27日文部科学省)をもとに、作成しております。

皆さまのご意見をお待ちしております。

【お問合せ先】

文部科学省 初等中等教育局 学校評価室

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2丁目5-1

〔電話〕 03-5253-4111(内線3705)

〔ホームページ〕 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm)

〔電子メール〕 [shotopt@mext.go.jp](mailto:shotopt@mext.go.jp)